

あいち歯と口の健康づくり八〇二〇推進条例

平成 25 年 3 月 29 日 愛知県条例第 33 号

改正 令和 5 年 3 月 22 日 愛知県条例第 23 号

目次

前文

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 責務と役割（第三条―第七条）

第三章 基本的事項（第八条―第十一条）

第四章 雑則（第十二条）

附則

歯と口の健康は、食べる、話す、表情をつくるなどの機能を支えることはもとより、生活習慣病や要介護状態となることの予防など、全身の健康の保持増進につながるものが近年の研究で明らかとなっていることから、オーラルフレイル対策は、全身の健康状態を改善するだけでなく、健康寿命の延伸に大きく寄与することとなる。

このため、県民一人一人が生涯にわたって日常生活において自ら進んで、う蝕^{しょく}、歯周病、口腔^{くわう}がんその他の歯科疾患の予防、早期発見、早期治療等の歯と口の健康づくりに取り組むとともに、社会全体としてもその取組を支援し、乳幼児期から高齢期までのライフステージごとの特性等を踏まえた、生涯を通じた切れ目のない歯と口の健康づくりに関する施策を展開していくことが重要である。

こうした認識の下、県民の歯と口の健康に関する格差の解消に向けて、本県が発祥の地であり、多年にわたり取り組まれてきた八〇二〇^{はちまるにいまる}運動の推進をはじめとする歯と口の健康づくりに関する施策を一層推進するため、ここにこの条例を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、歯と口の健康が県民の健康で質の高い生活にとって基礎的かつ重要な役割を果たすことに鑑み、歯科口腔保健の推進に関する法律（平成二十三年法律第九十五号）の趣旨を踏まえ、歯と口の健康づくりに関し、県の責務等を明らかにするとともに、歯と口の健康づくりに関する施策の基本となる事項を定めることにより、歯と口の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって八十歳で自分の歯を二十本以上保つことの実現等を通じて、健康寿命の延伸その他の県民の生涯にわたる健康で質の高い生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 歯と口の健康づくり 歯と口腔^{くう}の健康の保持若しくは増進又はそれらの機能の維持若しくは向上を図ることをいう。
- 二 歯科医療関係者 歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士その他の歯科に係る検診（健康診査及び健康診断を含む。）（以下「歯科検診」という。）、歯科保健指導又は歯科医療に係る業務に従事する者をいう。
- 三 保健医療等関係者 保健、医療、社会福祉、教育等に係る職務に従事する者であつて、歯と口の健康づくりに関する業務を行うもの（歯科医療関係者を除く。）をいう。
- 四 オーラルフレイル 適切な対応を怠ると心身の機能の低下をもたらすおそれがある口腔^{くう}機能が虚弱であることをいう。
- 五 八〇二〇運動^{はちまるにいまる} 八十歳で自分の歯を二十本以上保つ運動をいう。

第二章 責務と役割

(県の責務)

第三条 県は、歯と口の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 県は、県民の歯と口の健康づくりに関する理解と関心を深めるよう努めなければならない。
- 3 県は、歯と口の健康づくりに関する施策を策定し、及び実施するに当たっては、市町村、歯科医療関係者及び保健医療等関係者との連携及び協力に努めなければならない。
- 4 県は、市町村が行う歯と口の健康づくりに関する施策の効果的な推進を図るため、情報の提供、専門的又は技術的な助言その他の必要な支援を行うよう努めなければならない。

(市町村の役割)

第四条 市町村は、県、歯科医療関係者、保健医療等関係者等と連携を図りながら、歯科検診の実施をはじめとする歯と口の健康づくりに関する施策の実施に努めるものとする。

(歯科医療関係者及び保健医療等関係者の役割)

第五条 歯科医療関係者は、県民の歯と口の健康づくりの推進のため、良質かつ適切な歯科検診、歯科保健指導及び歯科医療を行うよう努めるものとする。

2 保健医療等関係者は、健全な生活習慣の指導、食育その他の県民の歯と口の健康づくりに資する取組の推進に努めるものとする。

3 歯科医療関係者及び保健医療等関係者は、それぞれの業務において、他の者が行う歯と口の健康づくりに関する活動との連携及び協力を図るよう努めるものとする。

4 歯科医療関係者及び保健医療等関係者は、県及び市町村が実施する歯と口の健康づくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

(県民の役割)

第六条 県民は、歯と口の健康づくりに関する理解と関心を深めるとともに、正しい知識を持つこと、その発達段階、年齢階層、心身の状況等に応じて、歯科疾患等の予防に向けた取組を行うとともに、健全な食生活習慣を身に付けること並びに定期的な歯科検診並びに必要なに応じた歯科保健指導及び歯科医療を受けることにより、生涯にわたって自ら進んで歯と口の健康づくりに努めるものとする。

2 保護者は、その監護する子どもの歯と口の健康状態に注意し、歯科疾患の予防に向けて取り組むとともに、当該子どもが歯科疾患に罹患したときは、適切な治療を受けさせるよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第七条 事業者は、従業員の定期的な歯科検診並びに必要なに応じた歯科保健指導及び歯科医療を受ける機会の確保その他の歯と口の健康づくりに関する取組の推進に努めるものとする。

2 事業者は、県及び市町村が実施する歯と口の健康づくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

第三章 基本的事項

(基本的施策)

第八条 県は、乳幼児期から高齢期までのライフステージごとの特性等を踏まえた、県民の生涯を通じた切れ目のない歯と口の健康づくりに向けて、次に掲げる施策を講ずるものとする。

一 県民に対する歯科検診の受診、口腔衛生の管理、食育等の重要性をはじめとする歯と口の健康づくりに必要な知識の普及啓発に関する施策

- 二 市町村が実施する歯科検診の促進及び歯科保健指導の充実のための施策
- 三 乳幼児期から高齢期までの次に掲げるライフステージの区分に応じ、それぞれその特性を踏まえた次に掲げる施策
 - イ 乳幼児期 口腔^{くわう}の育成及び嚥^{えん}下等に係る口腔機能^{くわう}の獲得を図るための施策
 - ロ 学齢期 学校教育等における歯と口の健康づくりに必要な健康教育の実施、フッ化物応用等によるう蝕^{しよく}予防及び歯肉炎予防を図るための施策
 - ハ 成人期 歯周病の予防及び改善並びに妊産婦の歯科検診の受診の促進を図るための施策
 - ニ 高齢期 歯の喪失予防に必要な良好な口腔衛生^{くわう}の確保及びオーラルフレイルの予防を図るための施策
- 四 山間地、離島等の十分な歯科医療を受けることが困難な地域における歯科医療の提供体制の確保のための施策
- 五 障害のある者及び医療的ケア児（医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（令和三年法律第八十一号）第二条第二項に規定する医療的ケア児をいう。）に対する歯科医療の提供体制の確保のための施策
- 六 介護を必要とする者等の在宅歯科医療（居宅又は施設における歯科医療をいう。）を必要とする者に対する歯科医療の提供体制の確保のための施策
- 七 災害発生時における迅速な歯科保健医療の提供体制の確保のための施策
- 八 糖尿病等の生活習慣病、要介護状態となることその他全身合併症の予防及び改善のための多職種との連携体制の強化のための施策
- 九 喫煙による歯と口の健康への悪影響を防止するための施策
- 十 歯科検診を通じ、保護者による適切な健康管理がなされていない子どもを早期に発見するための施策
- 十一 歯科医療関係者の人材育成を図るための施策
- 十二 県民の歯と口の健康づくりの状況に関し、調査及び分析を行い、並びにその成果の普及を図るための施策
- 十三 前各号に掲げるもののほか、県民の歯と口の健康づくりを推進するために必要な施策

（基本計画）

第九条 県は、前条の施策（以下「基本的施策」という。）を総合的かつ計画的に推進するため、歯科口腔保健の推進に関する法律第十三条第一項の基本的事項として、

基本計画を定めるものとする。

- 2 前項の基本計画は、県民の歯と口の健康づくりに関する基本方針、目標、基本的施策その他必要な事項について定めるものとする。
- 3 県は、第一項の基本計画における基本的施策の進捗状況等を踏まえ、必要に応じて同項の基本計画の見直しを行うものとする。
- 4 県は、第一項の基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、歯と口の健康づくりの推進に関し必要な協議を行うための協議会、市町村その他の関係者の意見を聴くとともに、県民の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

(実態調査)

第十条 県は、歯と口の健康づくりに関する施策を策定し、評価するための基本的資料とするため、おおむね五年ごとに、歯科疾患の罹患^り状況等に関する実態調査を行うものとする。

- 2 県は、前項の実態調査を行ったときは、その結果を公表するとともに、歯と口の健康づくりに関する施策及び前条第一項の基本計画に反映させるものとする。

(八〇二〇運動)

第十一条 県は、市町村、歯科医療関係者、保健医療等関係者、関係団体、事業者等と幅広く連携し、歯と口の健康づくりに関する県民の理解と関心を深めるため、はちまるにいまる八〇二〇運動を県民運動として推進するものとする。

第四章 雑則

(財政上の措置等)

第十二条 県は、歯と口の健康づくりに関する施策を推進するため、必要な財政上の措置、人員の配置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 県は、この条例の施行後五年を目途として、この条例の施行の状況を勘案し、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (令和5年3月22日条例第23号)

この条例は、公布の日から施行する。